

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年9月13日（令和3年（行個）諮問第140号）

答申日：令和4年3月14日（令和3年度（行個）答申第168号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和2年特定月日相談コーナーに電話パワハラにより体調悪い。給与振込遅れによる申渡しを含む全ての流れ・あっせん内容と結果までの全て」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月31日付け埼労発雇均0531第2号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報の開示をする旨の決定に対して不服があるため。パワハラ及び会社都合の解雇、係争のため。

（2）意見書

何があったのかを明確に時系列で知るため必要な資料である。既に審査請求人の利益を害している以上、公平性の観点から審査請求人以外の個人名が識別される資料であるからこそ、審査請求人には必要である。

通例として開示していないとの理由には納得がいかないため、例外として開示を求める。

不当解雇を証明する資料として必要であることを再度ここに記す。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書は、（a）本文中の一部の文書番号の誤記を訂正し、また、（b）開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業

に関する情報に係る不開示情報該当性の主張を法14条2号から同条3号イに変更するものであり、(b)に伴い、下記3(2)アから文書19①を削除し、同イ(イ)の説明(下線部)を追加している。)

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年5月13日付け(同月14日受付)で、処分庁に対し、法の規定に基づき保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年6月11日付け(同月14日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分を不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、具体的には、別表の1欄及び注2に掲げる文書1ないし文書19の各文書である。

(当審査会事務局注)第3及び別表における文書番号を統一整理した。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性について

文書1①、③、⑤、⑦、⑨及び⑪、5、9①及び⑥、14、15②及び⑦並びに17には、審査請求人以外の特定の個人の氏名等が含まれている。当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 文書1②、④、⑥、⑧、⑩及び⑫、7、9②ないし⑤、⑦及び⑧、15①、③ないし⑥、⑧及び⑨並びに19②には、特定事業場の主張内容及び主張内容に対する処分庁の対応内容が含まれている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1①、5、9⑥、14、15⑦、17及び19①には、審査請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている。当該部分は、これを開示すると、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロ該当性について

文書1④, ⑥, ⑧, ⑩及び⑫, 7, 9②, ④及び⑦, 15①, ③, ⑤及び⑧並びに19②は, 行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供された情報であって, 通例として開示しないこととされているものであることから, 法14条3号ロに該当し, 不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書き該当性について

上記イ(ア)に掲げる部分には, 特定事業場の任意の提出書類及び供述内容, 処分庁の対応内容, 審査請求人以外の特定の個人から確認した内容が含まれている。当該部分は, 関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度における助言及びあっせんの性質上, これを開示すると, 関係者の協力を得ることが困難となり, 当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法14条7号柱書きに該当し, 不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は, 審査請求書において, 上記第2の2(1)のとおり主張しているが, 法に基づく開示請求に対しては, 保有個人情報ごとに法14条各号に基づき開示, 不開示を判断しているものであり, 審査請求人の主張は, 上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり, 原処分は妥当であり, 本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和3年9月13日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月30日 | 審議 |
| ④ | 同年10月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和4年1月27日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年2月8日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年3月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し, 処分庁は, 本件対象保有個人情報の一部を法14条2号, 3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ, 審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して, 諮問庁は原処分を妥当としていることから, 以下, 本件

対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番4(1)、通番8、通番10、通番12、通番14、通番16、通番18、通番21(1)、通番24、通番26、通番28及び通番31(1)

(ア) 通番14及び通番24

当該部分のうち通番24(1)は、特定事業場が埼玉労働局に提出した資料名の一覧であり、その余の部分は、提出された資料である。各資料は、(a) 審査請求人の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用及び被保険者通知用)、(b) 同人の署名及び押印のある雇用契約書、(c) 同人が特定事業場に提出した診断書3通及び(d) 特定事業場の就業規則の抜粋である。

当該部分のうち上記(d)については、労働基準法106条1項により労働者に対する周知義務がある。上記(a)の事業主通知用部分には、本人通知用と同じ情報のほか、特定事業場の事業所番号が記載されているが、事業場が特定されていることから明らかな情報と認められる。その余の部分は、審査請求人に通知されたか、又は同人が特定事業場に提出し、若しくは同事業場と交わした文書である。当該部分は、同事業場の労働者である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及ロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 上記(ア)を除く部分

当該部分は、あっせん処理票の「処理経過」欄及び申請人の「事情聴取票(あっせん)」の「事情聴取の内容」欄の記載の一部であり、上記(ア)の資料の提出についての埼玉労働局職員と特定事業場とのやり取りの記載の一部である。

当該部分のうち資料名及び資料の記載内容を引用した部分は、上記(ア)のとおり審査請求人が知り得る情報であり、その余の部分は、資料提出の依頼応答等の事務的なやり取りの記載にすぎない。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法14条3号イ及ロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番4（2）、通番6、通番21（2）及び通番31（2）

当該部分は、あっせん処理票の「処理経過」欄及び申請人の「事情聴取票（あっせん）」の「事情聴取の内容」欄の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報から推認できる内容のほか、単なる接続詞及び助詞であり、不開示情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条3号イ及ロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番15及び通番25

当該部分は、申請人の「事情聴取票（あっせん）」の「事情聴取の対象者職氏名」欄に記載された、個別労働紛争解決制度の本件あっせんの申請人である特定事業場の担当職員の連絡先電話番号である。

当該部分は、当該職員の職氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている当該事業場の電話番号と同じであり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番17、通番19、通番22（1）、通番27、通番29及び通番32（1）

当該部分は、申請人の「事情聴取票（あっせん）」の「事情聴取の内容」欄に記載された特定事業場からの聴取内容である。当該部分は、原処分において開示されている情報と同様の内容若しくはそれから推認できる内容であるか、又は審査請求人の休職前の勤務体制に係る記載であり、同人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番22（2）及び通番32（2）

当該部分は、申請人の「事情聴取票（あっせん）」の「事情聴取の内容」欄の記載の一部である。当該部分は、上記ア（ア）の資料の提

出についての埼玉労働局職員と特定事業場とのやり取りの記載であり、上記ア（イ）において通番12が開示相当と判断されることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記エと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番35

当該部分は、あっせん概要記録票の「あっせんの概要」欄に記載された、あっせん委員から伝えられた審査請求人の意向に対して特定事業場側が申し立てた内容である。当該部分は、あっせんに至る経緯及びあっせんが打ち切りとなったことを踏まえると、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条3号イ及ロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性について

通番3、通番5、通番7、通番9、通番11、通番15及び通番25は、あっせん処理票の「処理経過」欄及び申請人の「事情聴取票（あっせん）」の「事情聴取の対象者職氏名」欄に記載された特定事業場の職員の職氏名（振り仮名を含む。）である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア) 通番1①b、通番13a、通番20⑥a、通番23a、通番30⑦a及び通番33a

当該部分は、あっせん処理票の「処理経過」欄、委任状、代理人許可申請書、申請人の「事情聴取票（あっせん）」の「事情聴取の内容」欄、埼玉労働局からあっせん委員宛ての資料送付状及びあっせん確認書に記載された特定事業場の職員の職氏名（振り仮名を含む。）である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は

認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1①a, 通番13b, 通番20⑥b, 通番23b, 通番30⑦b及び通番33b

当該部分のうち通番13bの44頁は、代理人許可申請書に添付された当該代理人が有する特定の資格の証明書であり、その余の部分は、あっせん処理票の「紛争当事者（事業主）」の「代理人」欄、代理人許可申請書、申請人の「事情聴取票（あっせん）」の「事情聴取の内容」欄、あっせん委員宛ての資料送付状及びあっせん確認書に記載された本件事案につき特定事業場を業として代理する者の職氏名（振り仮名を含む。）及び住所、事務所の名称、所在地及び電話番号並びに特定事業場との関係の記載である。

当該部分は、本件事案に対応する特定事業場側の体制に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性について

通番34は、あっせん概要記録票の「事業主」の「代理人」欄に記載された本件事案につき特定事業場を業として代理する者の職氏名、住所及び電話番号である。

当該部分は、本件事案に対応する特定事業場側の体制に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ（イ）と同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番2, 通番17及び通番27は、あっせん処理票の「処理経過」欄及び申請人の「事情聴取票（あっせん）」の「事情聴取の内容」欄の一部である。当該部分には、埼玉労働局の担当官と特定事業場の職員との本件あっせん事案に係るやり取り及び本件あっせんについての特定事業場の対応方針等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務に関し、申請人である特

定事業場等の関係者からの協力が得られなくなるなど、都道府県労働局が行う同制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

(ア) 通番4及び通番6

当該部分は、あっせん処理票の「処理経過」欄に記載された本件事案につき特定事業場を業として代理する者の職名である。

当該部分は、本件事案に対応する特定事業場側の体制に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記イ(イ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番16、通番24及び通番26は、申請人の「事情聴取票(あっせん)」の「事情聴取の内容」欄及び「事案の概要」の記載の一部である。当該部分は、本件あっせん事案についての特定事業場の説明及び対応方針等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記エと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

| 1 文書番号, 文書名及び頁 | | 2 原処分における不開示部分 | | | 3 2欄のうち 開示すべき部分 | |
|----------------|-----------------------|----------------|--|-----------------------|--------------------|--|
| | | 該当箇所 | 法14条 各号該当 性等 | 通番 | | |
| 文書 1 | あっせん 処理票 | 1ないし 26 | ① a 1頁「⑩紛争当事者 (事業主)」欄の「代理 人」欄不開示部分 | 2号, 3 号イ | 1 | — |
| | | | ① b 7頁1行目4文字目 ないし9文字目 | | | |
| | | | ② 7頁3行目, 4行目 | 3号イ, 7号柱書 き | 2 | — |
| | | | ③ 8頁1行目27文字目 ないし最終文字 | 2号 | 3 | — |
| | | | ④ 8頁2行目, 3行目 | 3号イ及 び口, 7 号柱書き | 4 | (1) 2行目 (2) 3行目 (7文字目ない し11文字目を 除く。) |
| | | | ⑤ 10頁1行目13文字 目ないし最終文字, 11頁 1行目13文字目ないし最 終文字 | 2号 | 5 | — |
| | | | ⑥ 13頁3行目1文字目 ないし11文字目, 4行目 4文字目ないし最終文字 | 3号イ及 び口, 7 号柱書き | 6 | 3行目11文字 目, 4行目4文 字目, 5文字目 |
| | | | ⑦ 13頁5行目4文字目 ないし8文字目 | 2号 | 7 | — |
| | | | ⑧ 14頁4行目, 18頁 2行目, 3行目 | 3号イ及 び口, 7 号柱書き | 8 | 全て |
| | | | ⑨ 19頁1行目8文字目 ないし最終文字 | 2号 | 9 | — |
| ⑩ 19頁3行目, 4行目 | 3号イ及 び口, 7 号柱書き | 10 | 全て | | | |

| | | | | | | |
|-----|----------------|---------|---|---------------|----|---|
| | | | ⑪ 22頁1行目13文字目ないし最終文字 | 2号 | 11 | — |
| | | | ⑫ 23頁2行目 | 3号イ及び口, 7号柱書き | 12 | 全て |
| 文書5 | 申請人提出資料① | 42ないし44 | a 42頁4行目1文字目ないし4文字目, 43頁5行目4文字目ないし最終文字 b 43頁記の不開示部分, 44頁全て | 2号, 3号イ | 13 | — |
| 文書7 | 申請人提出資料② | 50ないし59 | 全て | 3号イ及び口, 7号柱書き | 14 | 全て |
| 文書9 | 事情聴取票(あつせん)申請人 | 69ないし73 | ① 69頁「職・氏名」欄2行目, 「電話番号」欄 | 2号 | 15 | 「電話番号」欄 |
| | | | ② 69頁「事情聴取の内容」欄4行目, 5行目, 7行目, 8行目 | 3号イ及び口, 7号柱書き | 16 | 4行目, 5行目, 8行目9文字目ないし最終文字 |
| | | | ③ 69頁「事業聴取の内容」欄13行目, 70頁6行目, 11行目1文字目ないし37文字目, 13行目9文字目ないし12文字目, 17文字目ないし最終文字 | 3号イ, 7号柱書き | 17 | 69頁13行目, 70頁11行目(20文字目ないし26文字目を除く。), 13行目17文字目ないし最終文字 |
| | | | ④ 70頁15行目, 17行目ないし19行目, 71頁7行目, 9行目 | 3号イ及び口, 7号柱書き | 18 | 全て |
| | | | ⑤ 71頁18行目, 22行目11文字目ないし31文字目 | 3号イ, 7号柱書き | 19 | 全て |
| | | | ⑥ a 72頁13行目11文字目ないし最終文字 | 2号, 3号イ | 20 | — |

| | | | | | | |
|----------|-------------------|--------------|---|---------------|----|---|
| | | | ⑥ b 72頁14行目16文字目ないし最終文字 | | | |
| | | | ⑦ 72頁17行目, 18行目, 20行目ないし22行目 | 3号イ及び口, 7号柱書き | 21 | (1) 全て (2) を除く。 (2) 21行目, 22行目 |
| | | | ⑧ 73頁1行目, 2行目, 5行目ないし7行目 | 3号イ, 7号柱書き | 22 | (1) 全て (2) を除く。 (2) 7行目 |
| 文書 14 | あっせん 資料の送付について | 84 | a 14行目 b 15行目4文字目ないし16行目 | 2号, 3号イ | 23 | - |
| 文書 15 | 事案の概要 | 85 ないし111 | ① 85頁25行目14文字目ないし22文字目, 32行目, 33行目, 86頁17行目ないし25行目, 89頁ないし98頁全て | 3号イ及び口, 7号柱書き | 24 | (1) 86頁 (2) 89頁ないし98頁 |
| | | | ② 103頁「職・氏名」欄2行目, 「電話番号」欄 | 2号 | 25 | 「電話番号」欄 |
| | | | ③ 103頁「事情聴取の内容」欄4行目, 5行目, 7行目, 8行目 | 3号イ及び口, 7号柱書き | 26 | 4行目, 5行目, 8行目9文字目ないし最終文字 |
| | | | ④ 103頁「事情聴取の内容」欄13行目, 104頁6行目, 11行目1文字目ないし37文字目, 13行目9文字目ないし12文字目, 17文字目ないし最終文字 | 3号イ, 7号柱書き | 27 | 103頁13行目, 104頁11行目(20文字目ないし26文字目を除く。), 13行目17文字目ないし最終文字 |
| | | | ⑤ 104頁15行目, 17行目ないし19行目, 105頁7行目, 9行目 | 3号イ及び口, 7号柱書き | 28 | 全て |

| | | | | | | |
|----------|---------------------------|---------|--|-----------------------|----------|--|
| | | | ⑥ 105頁18行目, 2 2行目11文字目ないし3 1文字目 | 3号イ, 7号柱書 き | 29 | 全て |
| | | | ⑦a 106頁13行目1 1文字目ないし最終文字 ⑦b 106頁14行目1 6文字目ないし最終文字 | 2号, 3 号イ | 30 | — |
| | | | ⑧ 106頁17行目, 1 8行目, 20行目ないし2 2行目 | 3号イ及 びロ, 7 号柱書き | 31 | (1) 全て (2) を除 く。 (2) 21行 目, 22行目 |
| | | | ⑨ 107頁1行目, 2行 目, 5行目ないし7行目 | 3号イ, 7号柱書 き | 32 | (1) 全て (2) を除 く。 (2) 7行目 |
| 文書 17 | あっせん 確認書 (事業主 用) | 11 4 | a 「職名」欄1行目, 「氏名」欄1行目 b 「職名」欄及び「氏 名」欄(aを除く。) | 2号, 3 号イ | 33 | — |
| 文書 19 | あっせん 概要記録 票 | 11 6 | ① 「事業主」の「代理 人」欄の職氏名, 住所及び 電話 ② 「あっせんの概要」欄 9行目34文字目ないし1 0行目18文字目 | 3号イ 及びロ, 7号柱書き | 34 35 | — 全て |

(注1) 2欄の付番等表記方法は、当審査会事務局において統一整理した。

(注2) 原処分における不開示部分を含まない以下の文書は、記載を省略した。

文書2(あっせん申請書), 文書3(個別労働紛争解決促進制度に基づ
く「あっせん委任」について), 文書4, 文書6及び文書8(被申請人
提出資料①ないし③), 文書10(事情聴取票(あっせん)被申請人),
文書11(あっせん期日について), 文書12(あっせん申請書の送付
について), 文書13(FAX文書), 文書16(あっせん打切り通知
書)並びに文書18(あっせん確認書(労働者用))